

経 済 要 録

国 内

◇公定歩合の引上げ

日本銀行は5月30日、公定歩合を0.75%引上げること
を決定し、5月31日から実施することとした。その内容
は以下のとおり。

日本銀行基準割引歩合および基準貸付利子歩合

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	3.25	2.5
その他のものを担保とする貸付利子歩合	3.5	2.75

◇金融制度調査会金融制度第二委員会の金融制度に関する報告書について

金融制度調査会の金融制度第二委員会(館龍一郎委員長)は、5月26日、「新しい金融制度について」と題する中間報告書を取りまとめ、金融制度調査会総会に提出した。

同報告書の構成および概要は以下のとおり。

第1章 現行の金融制度の概要

第2章 金融制度見直しの背景

第3章 最近における金融自由化措置

第4章 各国の金融改革の動き

第5章 金融制度見直しに関する視点

第6章 金融制度見直しにあたって考えられる方式

A. 相互乗入れ方式

現行の業態別業務分野規制はそのまま維持しながら、個別分野ごとに必要に応じ業態間の相互乗入れをさらに推し進め、それぞれの垣根を低くしていく方式

B. 業態別子会社方式

普通銀行、長期信用銀行、信託銀行、証券会社等の各業態のそれぞれの業務分野は現行制度を維持するものの、それぞれの業態の金融機関が100%出資して設立する子会社により他業態の業務に参入する方式

C. 特例法方式

普通銀行業務、長期信用銀行業務、信託業務、証券業務等(ただし、以上の各業務については、例えば大口取引であるホールセール業務に限るなど一定の制約を課す)を行える新しい金融機関制度を創設し、各々の普通銀行、長期信用銀行、信託銀行、証券会社等は100%出資の子会社をそれぞれ設立する形で他業態の業務に参入する方式

D. 持株会社方式

各業態の現行の業務分野を尊重しつつ、各業態の金融機関がそれぞれ持株会社を設立し、その持株会社の子会社として他業態の業務を行う会社を設置し、それらを通じて相互に乗入れを進める方式

E. ユニバーサル・バンク方式

各金融機関がその本体で普通銀行業務、長期信用銀行業務、信託業務、証券業務などすべての金融・証券業務を行えるようにする方式

第7章 検 討

第8章 結 び

1. 当委員会としては、以上のように、①利用者の立場、②国際性、③金融秩序の維持(金融制度の安定性、公平性)の三つの視点等に基づいて検討を行った結果、「五つの方式」などについて中間段階として次のように委員会意見を集約することとした。

まず、相互乗入れ方式(A方式)のような個別対応では、利用者利便の向上を図り、国際的に通用する制度を構築することは困難であると考えている。

次に、ユニバーサル・バンク方式(E方式)は、各業態の業務へ自由に参入できるという点で国際的に開かれた制度であり、また、最も効率的な制度である。しかし、反面、銀行経営の健全性の維持、利益相反等の面で問題も多い。現時点で考えれば、ユニバーサル・バンク制度のもつ各種の短所について実効性のある対応策が用意さ

れているわけでもなく、これまで業務面で厳格な縦割りを維持してきたわが国の金融制度をこの方式に移行させることは、適当ではないと考える。

したがって、子会社方式による相互交流ということになる。

子会社方式については、業態別子会社方式(B方式)、特例法方式(C方式)、持株会社方式(D方式)の三つが提示されている。それらの中で、持株会社方式(D方式)については、戦前の財閥形態のような金融資本による産業支配を何らかの形で防止すべきであるとする過去の歴史的教訓は重く受け止めて当然であろう。また、持株会社を禁止する独占禁止法第9条はわが国の産業全体の問題である。金融制度の側からその改正を求めることは必ずしも適当とはいえない。他方、この方式は、利益相反の防止の面などではある程度有効な仕組みである。

当委員会としては、今後のわが国の新しい金融制度として、将来はともかく現時点では、子会社方式、なканずく、業態別子会社方式(B方式)、特例法方式(C方式)が比較的問題が少ないと考える。

その場合、今後、具体的な案を詰める段階では、業態別子会社方式(B方式)、特例法方式(C方式)のいずれかに絞り新しい制度を構築することも考えられるし、あるいは、これらの二つの方式の考え方を組み合わせて具体的な成案を得ることも考えられる。さらには、個々の金融機関がこの二つの方式のいずれかを選択することができる仕組みにすることも考えられる。いずれにしても、業態別子会社方式(B方式)、特例法方式(C方式)を軸として今後の審議を進めていくべきである。

なお、一部の委員からは、現行の金融制度は十分機能しており、むしろ現行制度の見直しに伴う弊害についてさらに検討を行うことが必要であるとの意見が表明された。

2. 業態別子会社方式(B方式)、特例法方式(C方式)は子会社を経由した業務の自由化措置である。しかし、金融制度見直しの目的の第1に位置するのが利用者の利便の向上であるとするれば、業務の分野ないし性格によっては、金融機関が子会社の設立を行えば経営コストの過度の増嵩を招き、利用者の利益にならないこともありうるのではないかと考えられる。そこで、今後の検討の方向としては、子会社方式、なканずく、業態別子会社方式(B方式)、特例法方式(C方式)を審議しつつ、補完的に、利用者利便等の観点から金融機関本体の業務範囲の緩和を進めていく場合もあると考える。

3. 業態別子会社方式(B方式)、特例法方式(C方式)など、銀行・証券分離制度のあり方は、証券取引法にも関連する問題である。そこで別途、証券取引や資本市場の観点からの検討がぜひとも必要であり、今後、証券取引審議会場で十分な審議が行われることを期待したい。当委員会も金融制度の面から検討を継続することを予定している。

4. 残された問題が二つある。

その第1は、保険業の取扱いである。今回、金融制度の見直しにあたり審議の過程で保険業界から保険業を含めた形で金融制度の見直しを行うべきであるとの意見が出された。金融と保険との関係は各国でも取扱いが区々であるが、概して言えば、各国における最近の金融制度改革は保険業のあり方とは切り離して行われている事例が多い。しかし、当委員会では、今後、保険審議会場で保険事業のあり方等について検討が行われるのであれば、その検討結果を踏まえつつ審議を行うこととしたい。

第2は、地域金融のあり方の問題である。当委員会としては、地域の住民の利便を図るなどの観点から、地域金融に関し、金融機関が補完的にどのような機能を担っていくべきかについて、金融制度調査会の中に検討の場を設けるべきであると考ええる。

◆金融制度調査会金融リスク専門委員会の金融リスクに関する報告書について

金融制度調査会の金融リスク専門委員会(清水汪委員長)は、5月26日、外国為替等審議会と合同で「金融リスクとその対応について」と題する中間報告書を取りまとめ、金融制度調査会総会に提出した。

同報告書の構成および概要は以下のとおり。

I. 金融の変化とリスク

現在わが国金融界は激しい構造変化に直面しており、その中で、金融機関の収益機会が高まったものの、リスクは著しく多様化、大規模化、国際化しており、その的確な把握や管理は困難になってきている。

II. 金融リスクと管理

1. 金融リスクの概観

(1) 基本的なリスク

基本的なリスクは、以下の五つに大別することができる。

・信用リスク

金融業務に本来的に伴うリスクで、①企業与信等にかかる狭義の信用リスクと②カントリー・リスクに大

別される。

・市場リスク

市場変動に伴って、金融機関の保有する資産、負債等の価値が減少するリスクで、①金利リスク、②為替リスク、③価格変動リスクに分類できる。

・流動性リスク

金融機関に対する信用の低下や、調達・運用期間の極端な不一致等から、金融機関が急速な資金の流出に対応できなくなる等によるリスク。

・経営管理リスク

①経営判断ミス等による狭義の経営リスク、②事務面の事故、不正にかかる事務リスク、③コンピュータ事故等による電算システム・リスク等の経営管理上のリスク。

・システム・リスク

金融機関の支払不能が、他の金融機関の支払不能へと連鎖的に波及する等、金融システム全体が麻痺するリスク。

(2) リスクの多様化・複雑化

上記のような金融リスクは、①新商品・新種業務の増加に伴うリスク発生源の多様化・広範化、②リスク・ヘッジ手段の整備に伴う新たなリスクの発生、③オフ・バランス(簿外)取引の増加等を背景に、近年、顕著に多様化・複雑化してきている。

2. 金融機関におけるリスクとその管理

(1) 資産負債総合管理(A L M)の現状

市場リスクや流動性リスクの代表的管理手法であるA L Mは、現在多くの金融機関で取り入れられ、その手法および利用法も次第に精緻なものとなりつつある。

(2) 各 論

3. 一般企業のリスクとその管理

4. 外国金融機関のリスクとその管理——米国の例

Ⅲ. 金融リスク管理の課題

(1) 総 論

金融リスクの多様化に応じ、金融システムの安全性等を確保していくうえでの基本的考え方は以下のとおりである。

- ① 金融機関の自助努力によるリスクへの対応。
- ② 自助努力を下支えするため、リスク・ヘッジを行う市場等の環境を整備。
- ③ これらを踏まえた行政的対応の検討。

(2) 金融機関のリスク管理の課題

・基本的な課題

金融機関のリスク対応としては、①経営者がリスク管理の重要性を十分認識し、意思決定過程における位置づけを明確化すること、②リスクの客観的・総合的な把握に努めること、③リスク対応手段の充実・開発を行うこと、が肝要であり、また、リスク増大に対応した自己資本の充実等、財務体質の強化も必要である。

・市場リスク・流動性リスクにかかる課題

A L Mについての課題としては、①中小金融機関への導入、②A L Mの内容充実、③リスク分析手法の充実、④リスク許容限度の明確化およびリスク管理手段の整備・活用、が考えられる。また、リスク類型別の課題として、以下のものが指摘できる。

金利リスク……A L Mおよび対応手段の充実等

為替リスク……持高の適切な管理等

価格変動リスク……運用枠の設定や運用方針の明確化
流動性リスク……金融機関の信用維持、流動性資産の保有等

・信用リスクにかかる課題

信用リスクについては、各金融機関において様々な手法が開発されてきており、その主なものとして①与信ポートフォリオの適切な管理、②与信審査の徹底、③事後管理の充実、④担保の徴求、⑤保証の取得等があげられる。

・経営管理リスクにかかる課題

リスク類型別の課題として、以下のものが考えられる。

経営リスク……経営の意思決定過程および経営各部門の組織的連結の整備

事務リスク……事務指導等による職員資質向上

電算システム・リスク……①防災・防犯対策の充実および②システム監査の導入等、事故・不正が発生しないような体制整備

(3) リスク管理のための環境整備

・リスク管理手段および市場の整備

金融機関のリスク管理についての自助努力を下支えするために①貸出債権の流動化のための環境整備や長期調達手段の充実、②リスク管理手段拡充のための金融・資本市場の整備について検討を進めていく必要がある。

・会計制度・経理基準の見直し

金融リスクの実態を正しく把握できるよう、オフ・バランス取引の会計処理等の会計制度および経理基準

についての見直しやディスクロージャーの充実等についても検討していくことが適当である。

(4) リスク管理にかかる行政上の課題

・金融行政のあり方の検討

金融リスクの変化に対応し、金融機関や市場に関する規制、検査、モニタリング等、金融行政全般のあり方について総合的に検討することが適当である。とくに、金利リスク、価格変動リスクおよび流動性リスクに関しては、規制・指導の充実を検討する必要がある。また、金融の国際的一体化に伴い、各国の銀行監督当局の間で、国際協調の動きを盛上げていくことが望ましい。

・金融機関検査等の充実

個々の金融機関の健全性をチェックしていくうえで、検査等(日本銀行検査も含む)は有効であると考えられる。今後、金融機関のリスク変化に即応した検査手法の開発、質量両面にわたる検査の充実・強化に努めていくことが肝要であり、さらに、海外拠点における業務実態の把握や海外検査当局等との意見交換に努めていくことが適当である。

◇債券の空売りおよび貸借の取扱いについて

大蔵省は、5月12日、債券の空売りおよび商品有価証券勘定にかかる債券の貸借に関しての事務連絡を証券会社および金融機関にむけて発出した。これにより、証券会社および金融機関について債券の空売りが認められ、これを受けて日本証券金融株式会社は債券貸借の仲介業務を開始することを発表した(5月31日から実施)。

同事務連絡の概要は以下のとおり。

1. 債券の空売り

(1) 空売りの限度

銘柄ごとの債券の空売り残高(約定ベースで把握する)の合計額が商品有価証券勘定で保有する債券の残高(約定ベースで把握する)を上回る場合には、当該差額を債券先物取引の売建玉の純残高に加えた金額が、証券会社についてはその純財産額を、金融機関については債券先物取引の建玉残高限度を、それぞれ超えないこととする。

(2) 空売りの受渡し

空売りを行った場合において、受渡日以前に買戻しを行わないときは、2で定める債券の貸借により借り入れた債券を、受渡しに用いるものとする。

2. 債券の貸借

(1) 対象証券

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ その他の債券^(注)

(2) 貸借期間

借入日から返済日までの期間は1年を超えないものとする。

(3) 取引担保金

証券会社および金融機関が貸出者となる場合の取引担保金の取扱いは次のとおりとする。

- ① 国・地方公共団体および「証券会社に関する省令」第2条の5第1項各号に掲げる者に貸付けを行う場合には、取引担保金を受け入れなくともよいものとする。
- ② ①に掲げる者以外の者に貸付けを行う場合には、貸借対象債券の時価の105%を下回らない金額の取引担保金を受入れるものとする。ただし、担保繰り等やむを得ない事情のある場合には取引担保金を受入れなくともよいものとし、その場合の当該取引担保金を受入れない貸出の総残高は、証券会社についてはその純財産額の5%を、金融機関については広義の自己資本の額の5%を、それぞれ超えないものとする。
- ③ 相場の変動等により計算上の担保不足が生じた場合には、貸借対象債券の価格変動リスクを保全するため、取引担保金を追加的に差し入れさせる等必要な措置を講ずるものとする。

(4) 取引担保金の代用

- ① 取引担保金は、有価証券、コマーシャルペーパー、定期預金契約・譲渡性預金契約・通知預金契約に基づく債権、金銭信託の受益権、銀行保証または貸借対象債券の表示されている通貨以外の通貨(以下「代用有価証券等」という)をもって代用できるものとする。
- ② 代用有価証券等を受け入れる際の代用価格は、当該代用有価証券等の時価等を基準として適切な担保掛目を乗じて定めることとする。

(5) 取引担保金に対する付利

取引相手方から受入れた取引担保金(代用有価証券等を除く)に付利する場合の金利は、「(有担保コール無条件物出し手レート)−1%」の水準を上回ってはならない。

(注) その他の債券は、具体的には以下のとおり。

- 証券会社……・特別な法律により法人の発行する債券
 - ・担保付または無担保の社債券(ただし、転換社債券および新株引受権付社債券を除く)
 - ・外国または外国法人の発行する債券で上記の性質を有するもの
- 金融機関……・政府が元本の償還および利息の支払いについて保証している社債券その他の債券

◇コマーシャルペーパー(CP)を対象とする買いオペレーションの導入について

日本銀行は、5月16日、機動的な金融市場調節を確保し、もって短期金融市場の一層円滑な運営に資することを目的として、コマーシャルペーパー(以下CP)に対する買いオペレーションを導入することを発表し、5月19日、初めて実施した。

なお、オペレーションの実施方法の概要は以下のとおり。

1. 買入先 営業局取引先の短資業者
2. 買入対象 買入先の裏書があるCP本券で、満期日が日本銀行買入の日から3か月以内に到来するもの
3. 買入方式 入札(利回り入札)または指し値による期間3か月以内の現先方式

◇長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(長期国債は4月27日、政府保証債、公募地方債は4月28日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.8	4.8
	発行価格(円)	99.75	99.91
	応募者利回(%)	4.837	4.813
政府保証債	表面利率(%)	4.8	4.8
	発行価格(円)	98.50	99.00
	応募者利回(%)	5.025	4.949
公募地方債	表面利率(%)	4.8	4.7
	発行価格(円)	98.25	98.50
	応募者利回(%)	5.063	4.923

◇割引国債の発行条件改定

政府は、割引国債の発行条件を次のとおり改定し、5月債から実施した(4月27日決定)。

割引国債の発行条件

	変更後	変更前
発行価格(円)	79.25	79.50
応募者利回(%)	4.761	4.695

◇公募20年物国債の発行条件決定

政府は、5月11日、公募20年物国債について価格競争入札を実施し、発行条件を次のとおり決定した(5月12日募入決定)。

公募20年物国債の発行条件

	今回	前回 (1年2月)
表面利率(%)	5.0	4.9
平均発行価格(円)	98.29	98.71
平均応募者利回(%)	5.171	5.028